當家禮義要目

高家禮義要目

惣しく行り々相伴ハ座敷ニ而ハ不及申不動の当り
相伴之事座敷ニてハ座居其の縁ニ入り掛りしハ
其付ハ之出す足を出す女ハ座居の前ニて足を出し
揃へて不動の当中りに当り足の元へひ相伴ハ右へ出す
より参り候ニて座所先へ出る其の揃左の足をと
やゝ出す付ハ右の方へ身を寄り又右の足を出す
附ハ左の方へ身を寄り行之口伝

一　居ニ様

惣して居様ハ座敷ニても又不断もの心得事也

先ツ座敷ニ而貴人左の方ニ座有時ハ先貴人
の方の左の足を立て則左膝を突き後右の膝を
突畏ル又右の方ニ貴人座有時ハ右を立て左を
後ニ畏ル也又貴人下座ニ座有時ハ尤貴人
座ハ右方の足を立畏ル也又不断ハ上座の方北
足を立し左足を引し二十間之但畏て足の字ニ右の足を

下ゟかへして左の足を上ゟ揃て居之事

一　立役

無足立役ハ貴人の御前ゟて又平敷ニ立役なり

先貴人上座ニ御座有時ハ先貴人の方乃膝を突

貴人無御座時ハ下座之方の膝を立之平敷ニ下座之方

の膝を立之相立役ハ先左右の膝を左右より立

寄て合而ニ無ク両足の爪先を寄ヘ身を立るハ

左之足の爪先を左之方ニ横ニ女房き身を無ク極

右の方は寝き左の膝を右の膝の方へよせて膝頭を

身にそへ女男をおもう腰の面の事に指中に尻を

上て扨右の足を女少き出しすくに立也立人の

立居は挑灯のとまのこと居る時は身を直にして

膝を身直に居る時もすくに立時は膝を直にたて

口伝

右三ヶ条禮儀之初也

高家禮儀要目五ヶ条

一 上位禮

上位礼ハ貴人の御前ニ於ての礼之御礼申ニて
出ル役柄ニ而足ヲ前へさけ指の方ヲ畳ニ付け指を
押ヘ息を詰腰を張り肌先を上て皆打出長ハ出ス
左の膝を突左の足を重ね右の足ハ右の膝ニ
結ヒ是より左の膝を引掛ヘ右の足と同然ニ引掛
何事ニ付参着召候を革と存付文脈を右手の上ニ

うつむき御紀中ニ掛る時ハ我左ニ立射ハ右ノ手ヲ
先ノ母膝へあて左手を後母膝ニあてて左の膝を
立膝して引き右膝ハ廻り膝して座り又家右方ニ
座射ハ左の手を先ノ膝ニ付右ノ手を後ハ膝へあてて
右の膝を引きて左膝を廻り引まして後手へ立之

一 太刀折紙披露納之事

先太刀を右の手ニ持母の方を上へかして一ノ責の下ニ
人差ゆひを付へ中ゆひ指を江さし指此ニ付てハ一ノ責の

人喜ひを宛へ付る指合さし指此にてハ一ノ責の

下其指を手紙ノ文指てハ太刀の丑ノ方

先を一ノ責の丑寅の方へ差さし入能太刀ノ柄ひを

扨又中へかして高サ我乳無りへ返し指し

扨紙をとん右の手ニ紙の切口の方をおさる

折ノ後節の角上へ又指と人さし指をかけ下よ

との此ひを爪先へかし給ふ指をおさして指

扨右の太刀とも后中ノに指ス左ニ要して主人へ

御前へ被露所之仕徳ハ先左の足をすりよめ

膝を突右ノ膝立なから一度ニ女ノ手の太刀を
折紙を身をかへ下ケ太刀を取右ノ膝の上ニ指
出ん折紙を持下ゝ居合卅ニ度ニ手にかけ向ふ者ニ
夷のうへに置て則差手を返し鍔の所ニ
のせて女の左ニ廻し女ノ手を持太刀ハ左の手を
柄の甲金に合て女ノ手を女を左ニ取ルニ折紙の
上ま更し室梅右の手を更川同左の膝を見て女
川女手を年又右の手を膝を川女手を取上手置之

安ノ手を一度ツ出し右ヘハ折紙ものハ右刀を
直之先ニ右刀ハ一ノ責ニ人さし指を添ヘ折紙をとり
尺ノ指の先ニ当て折さく両中ニして又指紙の上
手ニ釜尺ノ指をとらし廻ニして紙の下ニ当て右刀を
折紙を一度ニ上ケ敷紙の先ニ当て二ツ割披テ
右刀のつまをとり折紙の上ニて廻ス中ニ当けて
右刀と折紙との間ニ右手ニ当て挿て之
之ニ扱ふ事口伝多し

一　長刀披露納候

鞘の方を向へしく要より五寸程上ケ刃を上にかへして
かね長の下三尺斗にても五尺斗にても長刀の
請合能ほ人さし指を刃の方へ有右の手の手を
柄候ふ肩にかつくやうに鍔元に取き直へ出て
主人の御前を七尺斗前にて左右の手を添へ右し
の手を逆ノ右に立ノ右の手を鞘の方に二寸上て
押ちを付て段ふ左の足を引膝を付ケ右の膝ヲ立

又左の手を右之手の側口ニ当テ付附長刀の石突を
少先キ出シ又右の手ニて長刀の鞘の中ほとを逆手ニ立
向の方へ指出シして其の手を前へかへして右ノ手中指
ト指ノ間へ左の手を添て金振寄ニ付附ハ前のことく
致へ右ノ手ニて口を上ニ立テ立之納候長刀のこひ口の側ニ
左ニ左ノ手を添右之膝を立左の膝を付着右の手
そこひ口の下ニ付金を取りけて鞘の方口引下ニ金
同又手之手ニてこひ口の下を逆手ニ右の膝を突左の方へ

ゆるまじと鉄し廻りて左膝を立かさめ上に左の手を開き
立右の手に長刀を取て右の手にて右御方に立て
左の手を取手にしてこさ出しつり合能不近こさ
折く右の手に而引ちの下に付て相の方を第一の方へむくり
廻しかい返し持ケ長要を立之但長刀生きかハ右ノ
手の先に立手に毎く女ノ手ニ而無去く

一　配膳之事

先本膳の鐙目を前方へ向して女の根の中を女ノ手

中を通し拇指ハ指のうちへ叉指を負同指の
一 縁の手へハ人さし指の先ゆひのかしらを負中指節さし
中指ゟ之ハ指の下へ付け拇を直に出向之爪指甲
高すハ弦巻の外へ指迎へ寄し拇指を直にて
すゆ向射ハ右の弓にても右の弓にても素人ハ是ある
弓の弦を川切ざまつき指を弦まへに無射弓を
指の手へ弦指の甲にしてうハ筋をとり手に無
拇指ノ爪にて弦末の弓し角のノ爪を大指上ケて指之

方ゟ廻り立之左ノ指右ノ指も高サ同断之

一 酌酒之事

之方ニても是歩ノ方も左足をのせて提出候ハ両指の色

其後ハ銚子之方へまはし提出て盃両の肩にも両膝

のうしろ提出、但両肩ハ右へかたむけ左へかたむけ亭主の前ニ

盃之両方之手ニ銚子を提出し扨盃ハ両盃へゆつるを

人さし指と又指の腰ニてつまみ中ノ指中指節にて中指ハ

由キ扨候ニつるを指左の手を柱ニつき右の二指の

つ盃の下に置て扨柄酒をつく時ハ三ツ指の添の一ツ指
の下にて盃酒を持之先持かへ時ハ三ツ指の爪ま
盃加ハ人の身ゟ無り指但高サハ家気ノ無気に程捨之
柄ニ長サ八寸左の膝に実右の膝を立身の中に無小
銚子を指居之但長ハ左の酒盛ガハ銚子を左膝の
前へ口を左右かして盃之柄元を表人へ取指ゟ時銚子
を指之方の側へ行銚子を右の膝ニ口を向へかして
盃之方側ゟ遣盃之方の表膝を指のうく扨てしの

山

扣右の手へ廻りてまします指右の膝ニ立指ハ
下の射出立ニ出して不射右の膝ニ当又左の膝ニ遣事て
実又右の膝共し遣事両方の膝同様実右ニ之と
右の人差の下ニ指當を止テつき扣右の膝ニ蹈入り又
左之右ハ射前ニ立当のまゝて扣指又出ニ立とて身ニ
出して蹈ニてまし右して射ニ右にて初のまゝつき蹈ニ
射せり又右ハ射さ之ニ立指ニして之射出立何方ニ射りま
地より有方へ投行射又てましまし右の揃ハ以ニ向へて

是迄ハ火打付てもよし取入先此壹を五ツつき小

此外有之尚外ハ口傳有

小笠原大膳大夫
長時

同
右近大夫
貞慶

右此一冊者雖為秘事依御執心深懇
進之畢努々不可有外見者也

水鴻卜也 之成

横山三郎右衛門 時連

早川茂右衛門 為達

原田傳内 元陳

村田小平太

寶暦十三癸未年二月

信卿

津村佐次郎殿